

日本遺産「銀の馬車道・鉱石の道」推進協議会  
歴史遺産を生かした、地域活性化観光振興戦略のブラッシュアップ業務 仕様書（案）

1. 業務名

日本遺産「銀の馬車道・鉱石の道」推進協議会（以下、「協議会」という。）  
歴史遺産を生かした、地域活性化観光振興戦略のブラッシュアップ業務

2. 業務の目的

本協議会は、日本遺産「銀の馬車道 鉱石の道」の魅力を国内外に発信し、誘客による人の交流と経済循環の促進を図ることにより、地域に対する愛着と誇りを醸成し、活気溢れる地域を形成することを目的とするため発足した。

本協議会では、「歴史遺産を生かした、地域活性化観光振興戦略」(平成 29 年～令和 8 年度) (以下、「観光振興戦略」という。)に基づき、「日本の近代化を支えた鉱山文化・歴史遺産が残る 73 km の「道」を次世代につなぎ、持続可能な播但地域を目指す」ことをビジョンに掲げ、沿線地域の活性化の取組をすすめてきた。

この度、銀の馬車道ネットワーク協議会で策定している「第 3 次『銀の馬車道』活用推進計画」(平成 28 年から令和 2 年度)が計画期間満了となるため、この計画期間中の事業と、協議会発足以降に実施した事業の効果等の検証を行ったうえで、その検証結果を踏まえ、日本遺産「銀の馬車道・鉱石の道」観光振興戦略のブラッシュアップを行う。

日本遺産「銀の馬車道・鉱石の道」の取組のテーマ、方向性、将来像を定めるとともに、沿線資源の魅力や課題を改めて洗い出したうえで、行政、民間、市民などそれぞれが担う役割等を明確にし、現行の観光振興戦略をより実効性の高いものとすることを目的とする。

3. 観光振興戦略の対象

銀の馬車道 鉱石の道沿線

4. 委託期間

契約締結日から令和 3 年 3 月 31 日まで

5. 業務内容

(1) 会議に関する業務

- ・協議会会議への出席（5 回程度）、説明、資料の作成
- ・協議会会議の議事録を作成するとともに、会議出席者の意見をとりまとめたうえで、観光振興戦略に反映させる。

※日程、出席者の調整については、協議会で行う。

(2) 協議会の事業整理・検証

- ・現行の観光振興戦略に基づき実施してきた事業を詳細に分析する
- ・取組の成果及び課題の抽出・把握
- ・沿線の観光施設や観光協会へのヒアリング等を必要に応じて実施

※データについては、必要に応じて協議会構成員から提供する。

(3) ブラッシュアップに係る事前調査の様式作成、結果の集計、分析

- ・日本遺産「銀の馬車道・鉱石の道」沿線に訪れた旅行者、日本遺産「銀の馬車道・鉱石の道」関連イベントの来訪者へのアンケート様式の作成、実施結果の集計・分析（満足度、旅行形態、予算、認知度、興味・関心、その他意見等）

※アンケートの配布・回収は協議会で行う。

#### (4) 第3次「銀の馬車道」活用推進計画の検証

- ・銀の馬車道ネットワーク協議会で策定している「第3次『銀の馬車道』活用推進計画」の各種計画に基づき実施してきた事業を、詳細に分析する。
- ・第3次「銀の馬車道」活用推進計画策定時に実施した認知度等アンケートと比較するためのアンケート様式の作成、実施結果の集計・分析及び課題の抽出

#### (5) 観光振興戦略のブラッシュアップ

前述(1)から(4)までの結果を踏まえ、第3次「銀の馬車道」活用推進計画、現行の観光振興戦略を基本とした、日本遺産「銀の馬車道・鉱石の道」の魅力を高め、地域活性化、観光振興につながる方策を提案する。

##### ア 観光振興戦略の期間

令和3年度から令和8年度までの6年間

##### イ 内容

- ・日本遺産「銀の馬車道・鉱石の道」の魅力向上、沿線地域の活性化等の成果を把握するための評価指標(KPI)の設定
- ・地域内外はもとよりオリパラ、ワールドマスターズを意識したインバウンド対策
- ・銀の馬車道、鉱石の道単体ではなく、双方が一体となって広報を強化する対策
- ・「銀の馬車道・鉱石の道」の歴史や構成文化財を生かしたストーリーの強化に係る戦略等
- ・計画に掲載する統計データ等については、出典を明記すること

※各種アンケート調査様式については、9月～12月に開催される日本遺産「銀の馬車道・鉱石の道」に関するイベント、観光協会等の施設への訪問者へ協議会構成員から配布するものとし、様式の作成・集計・分析を委託対象業務とする。(最低サンプル数500程度)なお、イベントの実施状況により、期間は変更の可能性がある。

## 6. 著作権

本業務により製作される成果物の所有権、著作権は協議会に帰属するものとする。

## 7. 留意事項

- (1) 業務の遂行状況について、随時協議会に報告を行うなど、連絡を密に行うこと。
- (2) 原則として、受託者は本業務の一部または全部の実施を第三者に再委託してはならない。なお、やむを得ず再委託を行う場合は、協議会の指示に基づき事前に必要な手続きを行うこと。
- (3) この仕様書に定めのない事項については、委託者、受託者協議のうえ定める。仕様に関しての疑義についても同様とする。

## 8. 成果物

成果物の内容及び提出部数 以下の成果物等について、以下に示す部数を提出するものとする。

- ・業務委託報告書 1部
- ・観光振興戦略 製本(カラー) 100部 (ページ数:32ページ程度)
- ・観光振興戦略概要版 A3両面 ニツ折程度(カラー) 200部
- ・「第3次『銀の馬車道』活用推進計画」 検証結果報告書 1部
- ・成果物 電子データ 一式